

# 沖縄県座間味村「美ら島税」の新設について

## 1. 美ら島税新設の理由 [座間味村協議書抜粋]

座間味村は、平成26年3月に離村の渡嘉敷村とともに「慶良間諸島国立公園」の指定を受け、これまでリーマンショック等により減少傾向にあった観光客数が急増し、夏場のダイビング、海水浴を中心に、冬から春にかけては近海を回遊するザトウクジラのホエールウォッチングの地として、全国からまた、海外からも多くの観光客が訪れ、平成27年にははじめて10万人の大台を突破し、過去最高の入込となりました。

最近では、自然豊かな環境を求めて、シーカヤックやスタンドアップパドルボード、キャンプ等についても人気が高まってきており、今後さらに多くの人々に注目されていくものと思慮されるところです。

このような状況の中で、観光施設や無人島を含めた観光地の環境汚染などにより、これらの環境美化・保全が懸案となっております。

村では、国立公園の指定を受け平成26年10月には「美ら島づくり条例」を制定し、歩きタバコ、ごみのポイ捨て、廃車の放置の禁止等により住民にとって住みやすく、観光客がまた訪れたいくなる村づくりを進めております。一方で、観光施設や周辺の維持管理には多額の経費を要することから、美ら島税を創設することにより安定的に財源を確保し、環境の保全と美化を図り、世界に誇れる村づくりを目指すこととしております。

## 2. 美ら島税の概要

課税団体	沖縄県座間味村
税目名	美ら島税（法定外目的税）
課税客体	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する行為
税収の用途	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備の費用
課税標準	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する回数
納税義務者	旅客船、航空機等により座間味村へ入域する者
税率	1回の入域につき一人100円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）10百万円
非課税事項	・中学生以下の者 ・地方税法第292条第1項第9号の適用を受ける障害者
徴税費用見込額	（平年度）0.2百万円
課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定あり

### 3. 同意要件との関係

座間味村美ら島税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

#### ○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

#### ① 課税標準

課税標準は、旅客船、航空機等により座間味村へ入域する回数であり、国税又は他の地方税に課税標準を同じくするものがあるとは認められない。

#### ② 住民の負担

税率は、1回の入域につき100円であり、同税以外に1回の入域ごとにかかる費用と比べても、住民の負担が著しく過重となるとは言えない。

交通手段	区間	1回の入域ごとの費用
村営航路（フェリーざまみ3）	那覇－座間味村間	4,030円（大人往復）
村営航路（高速船クイーンざまみ3）		5,970円（大人往復）
村営航路（みつしま）	座間味村－渡嘉敷村間	1,400円（大人往復）
エクセル航空(株) ヘリコプターチャーター	那覇－座間味村間	97,200円（片道チャーター）※

※船舶欠航時はヘリコプターチャーター費用のうち6万円を沖縄県、座間味村が補助

①、②より「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」には、該当しないものと考えられる。

(2) 「地方団体間の物の物流に重大な障害を与えること。」

同税は「物」を課税標準としていないことから、内国関税的な税ではない。

また、同税は観光客、村民等の移動に課されることとなるが、「物の流通」に重大な障害を与えるとは言えない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當ではないこと。」

(1)の②でも述べたとおり、美ら島税の税率は1回の入域につき100円であり、座間味村への1回の入域にかかる他の経費と比べても、本税による負担が納税義務者にとって著しく過重となるとはいえず、村と他地域との間での人の往来に特段の悪影響を及ぼすものとは認められない。また、その結果として、村への入域手段となる交通事業の経営状況を特段に悪化させ、交通機能に支障を生じさせるものとも考えられない。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適當でないこと。」には該当しないと考えられる。

以上(1)、(2) 及び (3) により、今回新設を予定している座間味村美ら島税については、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由はないと認められると判断する。